

緊急通報システムとは

一人暮らしで65歳以上のかた又は身体障害者手帳1・2級保持のかたを対象に、緊急通報装置を貸与することで緊急時の連絡を簡単に素早く行い、住み慣れたご自宅で安心して生活していただけるように支援するものです。

お貸しする装置にかかる費用として、市民税が課税されているかたは、1ヶ月当たり1,220円、非課税の方は510円の負担があります。また、生活保護世帯の方は利用料がかかりません。

お支払いは、3ヶ月ごとに銀行又は郵便局の口座引き落としになります。なお、通報時や相談時の電話通話料はかかりません。

1. 緊急に助けを求めたいとき

(急病や発作あるいは突発的な事故などのとき)

すぐに緊急通報装置のボタンを押して下さい。受信センターに24時間待機している相談員がその通報を受信し応答します。必要に応じて救急車の出動や協力員の駆けつけを依頼します。協力員のかたが駆けつけできない場合は、市が委託する警備会社の警備員が駆けつけます。

注：ペンダント・携帯型は持ち運びができますが、必ず自宅の敷地内でご利用ください。万が一、自宅敷地外で通報ボタンを押されても、受信センターでは対応することができません。

2. 健康・医療等に不安があり誰かに相談したいとき

緊急通報装置のボタンを押して下さい。24時間いつでも看護師、カウンセラー等の相談員がご相談にお応えします。

注：緊急通報装置のボタンは、1つのボタンで緊急と相談の両方に対応しています。非常時でなくてもご心配はいりません。ボタンを押してお気軽にお話し下さい。緊急時の通報の練習もできます。

3. 月に1度、受信センターから相談員がお伺い電話をさせていただきます。

貸与される機器と使い方は

〔固定電話・ペンダント〕

(1) 緊急通報装置本体

(非常ボタン・相談ボタンがついています。)

ご自宅の電話回線につながります。今までお使いの電話機はそのままお使いいただけます。

ボタンを押すと受信センターにつながり、受話器を取らずに受信センターの相談員と会話ができます。



(2) ペンダント型発信機

首からぶらさげて、万歩計のように腰につけても結構です。屋内、庭先程度の範囲内で発信できます。

急病等で助けを呼びたいときにはペンダントのボタンを押すと作動して、受信センターにつながります。



〔携帯型〕

(1) 緊急通報装置本体・充電器

携帯電話のように持ち運びができます。ボタンを押すと、携帯電話の電波を通じて受信センターにつながり、そのまま会話ができます。

ご利用はご自宅の敷地内のみになります。

なお、携帯電話のように充電が必要になります。

(2) 付属品 (専用工具等)

電池が切れてしまった時などに使用します。



<ご注意>

- 故障等で修理が必要となったときは、場合によって修理代金をご負担していただくことがあります。
- 取り付けている機器をご希望により別の機器に交換する場合は別途機器交換および工事費がかかります。
- 装置を利用する必要がなくなったときは、貸与している機器を返却していただきます。
- 万一、装置の紛失や処分等で返却ができない場合は、弁償費用を実費負担していただきますので、ご注意下さい。
- 携帯型は、機器が長時間肌と触れたために低温やけどを起こした事例が報告されています。機器が高温になるのを防ぐため、特に就寝中など、機器と長時間接触したり、機器が布団などに覆われたりするのしないようご注意ください。

どんなしくみか

- ① 緊急通報装置のボタンを押すと、電話回線(携帯型の場合は携帯電話の電波)を通じて、受信センターへ通報します。
- ② 通報を受けた女性相談員からは、あなたのところへ「どうなさいましたか？」と装置本体からの音声でおたずねします。装置本体に向けてお話し下さい。
- ③ 通報の内容により、お近くの親族や知人の協力員に駆けつけをお願いします。協力員が駆けつけできないときは、市が委託している警備会社の警備員が駆けつけします。
- ④ あなたが相談員のおたずねに応答できないときや緊急事態の場合は、すぐに受信センターから救急車等を出動させます。協力員はあなたの家に急行して安否を確認し、緊急事態の場合、救急車到着までのお手伝いをします。
- ⑤ **あやまってボタンを押してしまったときなど、緊急でないときにはそのまま間違いであることをお話し下されば、緊急にはなりませんのでご安心下さい。また、ご相談であればそのままお気軽にお話し下さい。相談員がお伺いします。**

